

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

以下の条例及び規則の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

2 制定する内容及び指示する理由

別紙1のとおり。

3 今後の予定

- | | | |
|--------|-----------|-----------------------|
| 11月下旬 | 区議会第4回定例会 | 条例案を提案、議決後改正規則の制定 |
| 12月 2日 | 教育委員会定例会 | 教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告 |

教職員特別給改定に伴う条例及び規則の一部改正手続きについて

1 制定する内容（現時点での見込み）

以下の条例の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

(1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

- ・1級職・2級職給料表の改定（再任用職員を除く）
- ・勤勉手当の支給総額の改定
- ・令和5年6月期以降、3月の期末手当支給をやめ、6月・12月支給分に振り分ける。

(2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

- ・勤勉手当の支給月数の改定

(3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

- ・給料表の改定
- ・勤勉手当の支給総額の改定
- ・令和5年6月期以降、3月の期末手当支給をやめ、6月・12月支給分に振り分ける。

(4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則

- ・勤勉手当の支給月数の改定

2 指示する理由

令和4年特別区人事委員会給与等勧告に伴う上記給与改定の手続に当たっては、職員団体交渉妥結後、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経る必要がある。また、議決後、特別区人事委員会の承認を経た上で、教育委員会において規則の一部改正の議決を行う必要がある。本件においては、職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であること、妥結後、速やかに条例及び規則の改正手続を行わなくてはならないことから、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

3 令和4年特別区人事委員会給与等勧告の概要

(1) 月例給

初任給を引き上げ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう給料表を改定。

上記の主旨から、再任用職員の給料表改定はなし。

(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の特別給の支給月数を0.1月引き上げる。

支給月数の引き上げ分については勤勉手当に割り振る。

令和5年度から期末手当の3月支給を廃し、6月・12月の年2回支給とする。

(3) 実施時期

給料月額改定は令和4年4月1日から、12月支給の手当て改定は改正条例施行の日から、令和5年度以降の手当支給月数に関する事は令和5年4月1日から実施する。

4 中野区立小学校及び中学校教育職員の給料月額改定について

特別区人事委員会の勧告とは別に、小中学校の任期付短時間勤務教育職員の月例給は、東京都教育職員の給与水準に合わせている（都教育職2級9号大卒初任給を基準としている。週4日の

短時間勤務であるため当該額の5分の4を給料月額に設定)が、令和4年10月12日に行われた令和4年東京都人事委員会給与等勧告において月例給の引き上げ改定の勧告が行われ、11月11日未明に勧告通りで職員団体交渉の妥結に至った。

勧告通り現給料月額157,840円を161,520円に改定する。なお、給料月額以外の改定は特別区の職員団体交渉妥結を待つ必要がある。

5 令和5年4月1日施行見込みの規則改正

上記3の勧告内容のうち令和5年4月1日施行が予定される以下の規則の改正は今後別途行う予定である。

- (1) **中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則**
 - ・ 期末手当支給が年2回となることに関して必要事項の改定
(支給日に関すること・欠勤日数の算定に関すること)
- (2) **中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則**
 - ・ 勤勉手当の支給月数の改定(令和5年度分)
- (3) **中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則**
 - ・ 期末手当支給が年2回となることに関して必要事項の改定
(支給日に関すること・欠勤日数の算定に関すること)
- (4) **中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則**
 - ・ 勤勉手当の支給月数の改定(令和5年度分)